

10割の医療費を支払った場合は 領収書だけでは申請できません！

子ども医療費は、保険診療の医療費を支給する制度です。以下の医療費は領収書だけでは保険適用の確認ができず、子ども医療費を支給できません。

- ・ 治療用装具（コルセット、小児弱視等の治療用眼鏡 他）の費用
- ・ 海外でかかった医療費
- ・ 医療機関で保険情報が確認できず、10割(100%)を自己負担した医療費

子ども医療費の申請の前に、お子さまが加入している健康保険組合・共済組合等へ、**療養費の申請**が必要です。

お子さまが
**社会保険、共済組合、
川口市以外の国民健康保険**
に加入している場合

1. 療養費の申請をする

申請には領収書の原本が必要な場合があります。**領収書等のコピーをとったうえで**、ご加入の健康保険組合等に療養費の申請をしてください。治療用装具の場合は、医療機関の装具作成指示書や診断書等もコピーをとってください。

必要書類や申請方法につきましては、ご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

療養費の支給が決定したら

2. 下記の書類(コピー可) を揃え、子ども医療費の申請をする

- ・ 医療費支給申請書※
- ・ 領収書
- ・ 加入している健康保険組合等から発行された療養費の支給額がわかる通知書
- ・ 医師の装具作成指示書、診断書等
(コルセット、治療用眼鏡など治療用装具を作製した場合)

※医療費支給申請書は、子育て支援課、川口市HP、駅前行政センター、支所にあります。

お子さまが
川口市国民健康保険
に加入している場合

川口市国民健康保険課へ
療養費の申請をしてください。

子ども医療費の申請は不要です。子ども医療費は、川口市国民健康保険課から療養費が支給された後に支給します。

療養費の申請方法や申請場所については、川口市国民健康保険課給付係にお問い合わせください。
(直通：048-259-7670)

保険未使用で子ども医療費を申請された場合には、領収書を返却いたします。

申請が市役所に到着してから2~3カ月後のお支払いとなります。

川口市役所第二庁舎4階
子育て支援課手当係
問い合わせ先：048-258-1113(直通)
郵送先：〒332-8601
川口市青木2-1-1